

政治活動用事務所に掲示する立札及び看板について

政治活動をする際に公職の候補者など(現職も含む)の氏名や氏名が類推できる事項を掲示することは一般的に禁止されています。

ただし、公職の候補者や後援会などが政治活動のため使用する事務所に、当該候補者の氏名や氏名類推事項または当該団体の名称を記載した立札、看板の類を掲示する場合には、対象となる選挙を管理する選挙管理委員会に枚数、設置場所を届出し、その際に交付される「証票」を立札、看板の類に貼り付けることで掲示することができます。（公選法第143条第16項）

- 公職の候補者等や後援団体が設置できる立札、看板の総数

公職の種類	個人	後援団体
市長	10枚	10枚
議員	6枚	6枚

(公選法施行令第110条の5第1項第6.7号)

※ 看板には必ず選挙管理委員会が交付する証票を貼付しなければなりません。(公選法第143条第17項)

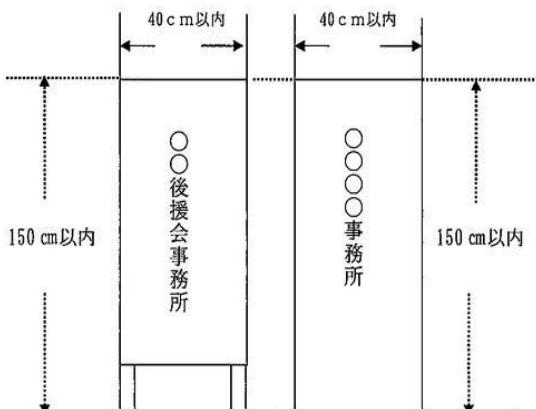
※ 1事務所につき2枚が限度となっています。(公選法第143条第16項第1号)

※ 看板を両面に使用する場合、2枚と数えます。したがって、表・裏両方に証票を貼付しなければなりません。

※選挙期間中は、当該名称の表示をした事務所用立札及び看板の類を新たに掲示することはできません。

(公選法第201条の13)

○ 立札、看板の大きさ(公選法第143条第17項)



大きさ：縦150cm以内×横40cm以内

縦、横とは、単に2辺の長さを制限したものに過ぎないので、横にして使用することもできます。
(足つきの場合は、その足の部分も含まれます。)

※事務所、連絡所に縦350cm×横100cmの看板等を設置している場合がございましたら、この看板は選挙運動に限られたものであるため、設置できません。

○ 揭示できる場所(公選法第143条第16項第1号)

公職選挙法第143条第16項第1号に「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」と規定されています。したがって、事務所がある場所において掲示することができます。

※ 事務所のない駐車場や畠、事務所の道路を隔てた反対側、又事務所から相当離れた場所に掲示することはできません。

○ 看板の掲載内容

事務所を示す内容となっています。選挙運動にわたる内容は掲載できません。

○ 証票の有効期限

証票の有効期限は4年間となっています。引き続き看板を設置される場合は更新手續が必要です。

(熊本市政活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程)

※証票の有効期限が切れた看板は掲示することはできません。

○ 罰則

証票交付の手続きが取られていない場合や有効期限切れの場合、事務所の実態がないところへの掲示(たとえ証票が貼付してあった場合でも)などは、公職選挙法第243条の違反により2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が適用される場合があります。